

遠軽地区広域組合告示第6号

令和5～7年度一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事の入札について

「令和5～7年度一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事」を実施する事業者の選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定、並びに遠軽地区広域組合財務規則（昭和58年規則第3号）第78条の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

本工事の契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年条例第19号）第2条の規定による議会の議決事項であり、落札者の決定後落札者との間に仮契約を締結し、遠軽地区広域組合議会の議決を経て本契約となるものである。

令和5年6月7日

遠軽地区広域組合

管理者 佐々木 修 一

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和5～7年度一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事
- (2) 工 事 場 所 北海道紋別郡湧別町福島189番地ほか
- (3) 工 期 契約締結日から令和8年3月13日まで
- (4) 工 事 概 要 令和5～7年度一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る入札説明書、最終発注仕様書、様式集（以下「入札説明書等」という。）に記載のとおり。
- (5) 予 定 価 格 1,133,330,000円（消費税相当額を含む。）
- (6) 最低制限価格 最低制限価格を設定する。（事後公表）

2. 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の参加資格要件の詳細については、入札説明書に記載のとおり。

3. 入札への参加申請

(1) 参加申請書

入札説明書に記載のとおり。

(2) 申請書及び入札説明書等の入手方法

遠軽地区広域組合のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(3) 受付期間

令和5年6月16日（金）から令和5年6月22日（木）までの午前9時から午後5時までとする。ただし日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土・日・祝日」という。）を除くものとする。

(4) 受付場所

遠軽地区広域組合事務局 衛生施設課

(紋別郡遠軽町向遠軽297番地1 えんがるクリーンセンター内)

(5) 提出方法

直接持参するものとし、その他の方法は認めない。

(6) 提出書類及び部数

入札説明書「第7章 提出書類」を参照すること。

(7) 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された資格審査申請書類に基づき入札参加資格の確認を行い、資格審査の結果を令和5年6月28日(水)までに、代表者に通知する。

4. 入札説明書等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和5年6月7日(水)から令和5年6月13日(火)午後3時まで

(2) 提出方法

質問は、文書「様式集、【様式2】」により行うものとし、電子メールにより提出すること。なお、提出後、必ず着信を確認することとし、提出にあたって使用するソフトは、Microsoft Excel (windows版) とする。

(3) 提出先

遠軽地区広域組合事務局 衛生施設課

E-mail : egk@engarukouiki.jp

(4) 質問の回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、以下の予定で遠軽地区広域組合ホームページにおいて公表する。

回答の公表日 令和5年6月15日(木) (予定)

5. 契約事項を示す場所

遠軽地区広域組合事務局 衛生施設課

北海道紋別郡遠軽町向遠軽 297 番地 1

(えんがるクリーンセンター内)

6. 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所

遠軽町役場 3階第4会議室

(2) 入札の日時

令和5年7月6日(木) 午前9時30分

(3) 入札の方法

郵便若しくは信書便による入札。

7. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し、不正行為のあった者のした入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に関する条例に違反した入札

8. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 遠軽地区広域組合を被保険者とする入札保証保険証券を提出したとき。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5 第1項の規定により管理者が定めた資格を有する者であって、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることをあらかじめ証明したものであって、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(1-2) 入札保証金に代える担保

遠軽地区広域組合財務規則第83条の規定により、担保の提供をもって入札保証金に代えることが出来る。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 遠軽地区広域組合を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき。

イ 遠軽地区広域組合を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(2-2) 契約保証金に代える担保

遠軽地区広域組合財務規則第102条の規定により、担保の提供をもって契約保証金に代えることが出来る。

9. 入札書記載金額

入札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって入札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. その他

入札参加者は、遠軽地区広域組合財務規則、その他関係法令等を遵守すること。

11. 担当課

〒099-0411

北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地1

遠軽地区広域組合事務局 衛生施設課

（えんがるクリーンセンター内）

TEL 0158-42-8325 FAX 0158-42-8326

E-mail : egk@engarukouiki.jp